

議案第 8 号

調布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

学校教育法の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成27年調布市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第4項」を「第7項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この項において「改正前の法」という。）第104条第4項第2号の規定により改正前の法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる改正前の法第91条に規定する専攻科及び改正前の法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。